

職員の研修に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十八号

職員の研修に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の研修に関する規則の一部改正)

第一条 職員の研修に関する規則(昭和三十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表中	総務局	総務管理部総務課
	企画振興局	政策企画部分権改革課
	危機管理監	環境県民局総務管理部環境県民総務課
	環境県民局	

を

危機管理監	危機管理課
総務局	総務管理部総務課
企画振興局	政策企画部分権改革課
環境県民局	総務管理部環境県民総務課

に改める。

(広島県予算規則の一部改正)

第二条 広島県予算規則(昭和三十九年広島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「除く。」の下に「及び危機管理監」を加え、「及び議会事務局長」を「並びに議会事務局長」に改める。

(広島県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年広島県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「地域事務所」を「農林水産事務所(当該行為地が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合にあつては、当該事業所)」に改める。

(広島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第四条 広島県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条中「地域事務所の長」を「農林水産事務所(当該行為地が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合にあつては、当該事業所)」に改める。

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則の一部改正)

第五条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則(昭和四十九年広島県規則第三号)の一部を

次のように改正する。

第二条中「地域事務所」を「厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合にあつては、当該支所）」に改める。

第三条中「地域事務所の長」を「厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合にあつては、当該支所）」に改める。

（広島県自然海浜保全条例施行規則の一部改正）

第六条 広島県自然海浜保全条例施行規則（昭和五十五年広島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「地域事務所の長」を「農林水産事務所（当該行為地が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合にあつては、当該事業所）」に改める。

（広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第七条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「経由機関等」を「提出先」に改める。

別表中

經由機関又は提出機関

 を

提出先

 に、「を管轄する地域事務所の長

（「を」の区域を管轄する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、「に」、「知事」を「環境県民局環境部循環型社会課」に改める。

（浄化槽法施行細則の一部改正）

第八条 浄化槽法施行細則（昭和六十年広島県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「提出機関」を「提出先」に改める。

別表中

提出機関

 を

提出先

 に、「地域事務所の長（「を」

生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、「に」、「区域にあつては、当該市町の長」を「区域内である場合は当該市町」に、「知事」を「環境県民局環境部循環型社会課」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

第九条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年広島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「を所管する地域事務所」を「の区域を所管する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に改める。

第四条の二中「地域事務所」を「厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に改める。

第七条第一号中「を所管する地域事務所」を「の区域を所管する厚生環境事務所（当該

区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所」に改める。

第二十六条中「提出機関」を「提出先」に改める。

別表第二中「提出機関」を

「提出先」に、「地域事務所の長」を「厚生環境事

務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは当該支所、」に、「地域事務所の所管にまたがるときは、」を「厚生環境事務所又はその支所の所管にまたがるときは」に、「地域事務所の長」を「厚生環境事務所（当該営業区域又は所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは、当該支所）」に、「事務所を有するときには知事」を「事務所を有するときには環境県民局環境部循環型社会課又は産業廃棄物対策課」に、「事業場を有するときには知事」を「事業場を有するときには環境県民局環境部循環型社会課」に、「当該多量排出事業場の所在地を所管する地域事務所の長」を「当該多量排出事業場の所在地を所管する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは、当該支所）」に改める。

別記様式第二号中「~~環境影響評価~~」を「~~環境影響評価~~」に改める。

（広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正）

第十条 広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「地域事務所」を「厚生環境事務所（当該地域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合には、当該支所）」に改める。

第四十五条の表第十五条の項中「地域事務所」を「厚生環境事務所（当該関係地域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合には、当該支所）」に改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部改正）
第十一条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則（平成十三年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「提出機関等」を「提出部数等」に改め、同条中「提出機関」を「提出先」に改める。

第三条中「第六条」を「第七条」に、「地域事務所」を「厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に改める。

別表中「提出機関」を「提出先」に、「第四

条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条」を「第六条」に、「第八条」を「第九条」に、「地域事務所」を「厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に改める。

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部改

正)

第十二条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成十四年広島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「地域事務所の長」を「厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

第十三条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成十六年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「提出機関」を「提出先」に改める。

別表中

提出機関

を

提出先

に、

「地域事務所の長」を「厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に改める。

（民生委員法施行細則の一部改正）

第十四条 民生委員法施行細則（昭和二十三年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

（広島県温泉法施行細則の一部改正）

第十五条 広島県温泉法施行細則（昭和二十五年広島県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「呉地域保健所長又は福山地域保健所長」を「広島県西部保健所長又は広島県東部保健所長」に改める。

（毒物劇物取締法施行細則の一部改正）

第十六条 毒物劇物取締法施行細則（昭和二十六年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「呉地域保健所長又は福山地域保健所長」を「広島県西部保健所長又は広島県東部保健所長」に改める。

（大麻取締法施行細則の一部改正）

第十七条 大麻取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「呉地域保健所長又は福山地域保健所長」を「広島県西部保健所長又は広島県東部保健所長」に改める。

（あへん法施行細則の一部改正）

第十八条 あへん法施行細則（昭和二十九年広島県規則第八十三号）の一部の次のように改正する。

第三条中「呉地域保健所長又は福山地域保健所長」を「広島県西部保健所長又は広島県

東部保健所長」に改める。

(覚せい剤取締法施行細則の一部改正)

第十九条 覚せい剤取締法施行細則(昭和三十一年広島県規則第八号)の一部の次のように改正する。

第十九条中「呉地域保健所長又は福山地域保健所長」を「広島県西部保健所長又は広島県東部保健所長」に改める。

(児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第二十条 児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十一年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「所轄の地域事務所の長(以下「地域事務所長」という。)」を「申請者の居住地を管轄する厚生環境事務所(当該居住地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所。次条第二項において同じ。)」に改め、同条第二項中「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

第三条第二項中「所轄の地域事務所長」を「申請者の居住地を管轄する厚生環境事務所」に改める。

別記様式第一号中
地域事務所長の
意見を
厚生環境事務所長の
意見
に改める。

別記様式第三号(裏面)中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

(行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱の費用弁償に関する規則の一部改正)

第二十一条 行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱の費用弁償に関する規則(昭和三十三年広島県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第二十二条 身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年広島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「地域事務所の長」を「厚生環境事務所の長」に、「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第四号中
地域事務所受付日(受付印)
を
厚生環境事務所受付日(受付印)
に改め、同様式の注1中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

別記様式第五号中「管轄福祉事務所(地域事務所)連絡済」を「管轄福祉事務所(厚生環境事務所)連絡済」に改める。

別記様式第七号中
地域事務所受付日(受付印)
を

「厚生環境事務所受付日（受付印）」に改め、同様式の（備考）中「地域事務所」を「厚

生環境事務所」に改める。

別記様式第八号中

「地域事務所受付日（受付印）」

を

「厚生環境事務所受付日（受付印）」に改める。

（広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則の一部改正）

第二十三条 広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則（昭和三十五年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「保健所の長」を「保健所（当該所在地が保健所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に、「呉地域保健所長又は福山地域保健所長」を「広島県西部保健所呉支所又は広島県東部保健所福山支所」に改める。

（母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部改正）

第二十四条 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「地域事務所の長（以下「地域事務所長」という。）」を「厚生環境事務所（当該居住地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に改め、同条第二項中「地域事務所長は、」を「厚生環境事務所長は、前項の」に改める。

別記様式第三十七号 面 中「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。
（裏）

（生活保護法施行細則の一部改正）

第二十五条 生活保護法施行細則（平成二年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「地域事務所長（以下「地域事務所長」という。）」を「厚生環境事務所の長」に改める。

別記様式第六号、別記様式第九号及び別記様式第十一号表）中

「地域事務所」

を「厚生環境事務所
福祉事務所」に改める。

別記様式第十七号（裏）中「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第十八号中

※ 福祉社 務所 記載欄	を	※ 福祉社 務所 記載欄
-----------------------	---	-----------------------

に改める。

別記様式第二十号から別記様式二十号の七までの規定中「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第二十一号その1の備考4中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改め、同様式その2の備考1及び備考2中「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第二十六号中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

別記様式第四十九号中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正)

第二十六条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十九年広島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「(分抽)」を「(支所)」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第二十七条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年広島県規則第三十七号)の一部の次のように改正する。

第二十三条第二項中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

別記様式第八号表「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第九号中「地域事務所」を「厚生環境事務所」及び「地域事務所

長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第十号その1中「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改め、同様式その2中「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

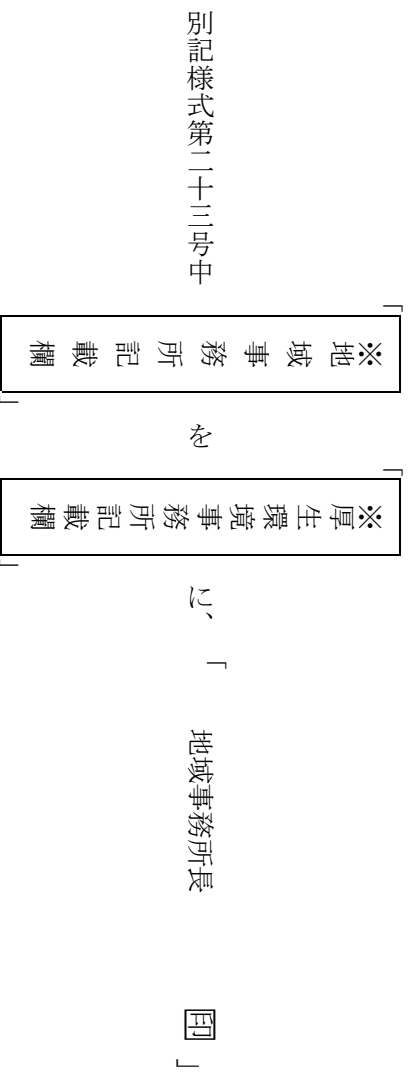
別記様式第十一号中「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第十二号中「地域事務所」を「厚生環境事務所」及び「地域事務所

所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第十三号から別記様式第十七号までの規定及び別記様式第十九号中「地域事務所長 様」を「厚生環境事務所長 様」に改める。

別記様式第二十二号(表)中「 地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改め、同様式(裏)(注意)中「地域事務所長又は福祉事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

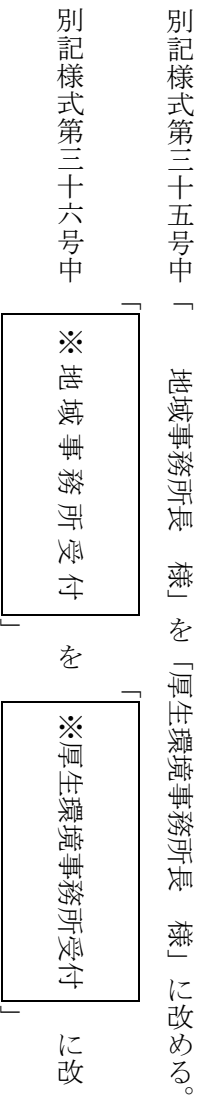


別記様式第二十四号から別記様式第三十号までの規定中「 地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第三十一号その1中「 地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改め、同様式その1の備考4中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改め、同様式その2中「地域事務所長 様」を「厚生環境事務所長 様」に改め、同様式その3の備考1及び備考2中「地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第三十二号及び別記様式第三十三号中「 地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改める。

別記様式第三十四号別紙以外の部分中「 地域事務所長」を「厚生環境事務所長」に改め、同様式別紙中「地域事務所長 様」を「厚生環境事務所長 様」に改める。



める。

(中小企業労働相談実施規則の一部改正)

第二十八条 中小企業労働相談実施規則(昭和三十一年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

相談員は、商工労働局総務管理部商工労働総務課及び同部労働福祉課に配置する。

(広島県有種畜貸付規則の一部改正)

第二十九条 広島県有種畜貸付規則(昭和二十五年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「所轄地域事務所」を「所轄畜産事務所」に改める。

(牧野法施行細則の一部改正)

第三十条 牧野法施行細則(昭和二十六年広島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「所轄地域事務所」を「所轄畜産事務所」に改める。

(漁船法施行細則の一部改正)

第三十一条 漁船法施行細則(昭和二十六年広島県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条本文中「地域事務所」を「農林水産事務所」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、管轄する農林水産事務所が広島県北部農林水産事務所である場合は、この限りでない。

(養ほう振興法施行細則の一部改正)

第三十二条 養ほう振興法施行細則(昭和三十一年広島県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「地域事務所」を「畜産事務所」に改める。

(家畜取引法施行細則の一部改正)

第三十三条 家畜取引法施行細則(昭和三十一年広島県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「地域事務所」を「畜産事務所」に改める。

(広島県水産業改良普及事業の実施に関する規則の一部改正)

第三十四条 広島県水産業改良普及事業の実施に関する規則(昭和三十四年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地域事務所」を「農林水産局農水産振興部水産課」に改める。

(広島県内水面漁業調整規則の一部改正)

第三十五条 広島県内水面漁業調整規則(昭和四十年広島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条本文中「地域事務所」を「農林水産事務所」に改め、同条ただし書中「地域事務所」が広島県芸北地域事務所又は広島県備北地域事務所」を「農林水産事務所が広島県北部農林水産事務所」に改める。

(広島県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第三十六条 広島県漁港管理条例施行規則（昭和四十年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「広島県広島港湾振興局長」を「広島県広島港湾振興事務所」に、「地域事務所の長」を「建設事務所（当該所在地が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に改める。

（広島県漁業調整規則の一部改正）

第三十七条 広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「地域事務所」を「農林水産事務所」に改める。

（林業種苗法施行細則の一部改正）

第三十八条 林業種苗法施行細則（昭和四十六年広島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条本文中「地域事務所の長」を「農林水産事務所（当該住所地在農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合は、当該事業所）」に改め、同条ただし書中「地域事務所の長」を「農林水産事務所（当該所在地又は場所が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合は、当該事業所）」に改める。

（広島県卸売市場条例施行規則の一部改正）

第三十九条 広島県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年広島県規則第一百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十一条・第二十二条）」を「（第二十一条）」に改める。

第二十二条を削る。

（森林法施行細則の一部改正）

第四十条 森林法施行細則（昭和五十二年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（書類の経由）

第二十一条 省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、申請等に係る森林を管轄する農林水産事務所（当該森林が農林水産事務所の事業所の担当区域内であるときにあつては当該事業所、二以上の農林水産事務所又はその事業所の管轄区域にわたるときにあつては、知事が別に指定する農林水産事務所又はその事業所）を経由しなければならぬ。

別記様式第八号の注1中「〇〇建設事務所長」を「〇〇農林水産事務所長」に改める。

（広島県土地改良財産等管理規則の一部改正）

第四十一条 広島県土地改良財産等管理規則（平成六年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「地域事務所長」を「農林水産事務所長」に改める。

(広島県漁港区域内における行為等に関する規則の一部改正)

第四十二条 広島県漁港区域内における行為等に関する規則(平成十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「地域事務所の長又は広島港湾振興局長」を「建設事務所(当該場所が建設事務所の支所の担当区域内である場合には、当該支所)又は広島県広島港湾振興事務所」に改める。

(遊漁船業者の登録等に関する規則の一部改正)

第四十三条 遊漁船業者の登録等に関する規則(平成十五年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

名 称	場 所
遊漁船業者登録簿県庁閲覧所	広島県農林水産局農水産振興部水産課
遊漁船業者登録簿西部閲覧所	広島県西部農林水産事務所水産課
遊漁船業者登録簿呉閲覧所	広島県西部農林水産事務所水産第二課
遊漁船業者登録簿東部閲覧所	広島県東部農林水産事務所水産課

第六条第二項中「地域事務所農林局」を「農林水産事務所の課」に改め、同条第三項中「地域事務所農林局」を「農林水産事務所」に改め、「有する遊漁船業者に係る登録簿」の下に「(広島県西部農林水産事務所にあつては、閲覧所の置かれている課の所掌に属するものに限る。)」を加える。

第七条中「地域事務所が広島県芸北地域事務所又は広島県備北地域事務所」を「農林水産事務所が広島県北部農林水産事務所」に、「地域事務所の長」を「農林水産事務所の長」に改める。

(広島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第四十四条 広島県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十六年広島県規則第三十二号)

の一部を次のように改正する。

第二十四条の表以外の部分中「書類は、」の下に「第十一条の規定による融資機関によるもの及び」を加え、同条の表中

認定申請書 貸付申請書 事業実施報告書 償還方法変更申請書 支払猶予申請書	申請者の住所地を管轄する地域事務所の長(以下「地域事務所長」という。)
借用証書	事務委託機関
認定申請書 貸付申請書 事業実施報告書	申請者の住所地を事業地区内に含む事務再委託機関(以下「管轄事務再委託機関

を

償還方法変更申請書 支払猶予申請書	「という。」 地域事務所長
----------------------	------------------

借用証書	事務委託機関
認定申請書 貸付申請書 事業実施報告書 償還方法変更申請書 支払猶予申請書	申請者の住所を事業地区 内に含む事務再委託機関（ 以下「管轄事務再委託機関 」という。）

に改める。

別記様式第三号中

受付事務再委託機関名及び受付年月日	平成 年 月 日
受理地域事務所名及び受理年月日	地域事務所 平成 年 月 日
受付事務再委託機関名及び受付年月日	平成 年 月 日

改める。

別記様式第五号中

事務再委託機関	事務委託機関	地域事務所
事務再委託機関	事務委託機関	地域事務所
事務再委託機関	事務委託機関	

改める。

（広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正）

第四十五条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項及び第三十八条中「地域事務所」を「農林水産事務所（当該土砂搬入禁止区域が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合には、当該事業所）」に改める。

第四十条中「地域事務所」を「農林水産事務所（当該市町の区域が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合には、当該事業所）」に改める。

第四十一条中「地域事務所」を「農林水産事務所」に改める。
（建設業法施行細則の一部改正）

第四十六条 建設業法施行細則（昭和二十四年広島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地域事務所の長」を「建設事務所（当該区域が次条第一項の表の下欄に掲げる建設事務所の支所の担当区域内である場合には、当該支所）」に改め、同条第二項前段中「地域事務所建設局又は地域事務所建設局の支局」を「建設事務所又は建設事務所」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、建設事務所に次条第一項の表の下欄に掲げる支所が置かれているときにあつては、当該建設事務所の所管区域には、当該支所の担当区域を含まないものとする。

第三条第一項の表を次のように改める。

名 称	場 所
建設業者提出書類県庁閲覧所	広島県土木局総務管理部建設産業課
建設業者提出書類西部閲覧所	広島県西部建設事務所
建設業者提出書類呉閲覧所	広島県西部建設事務所呉支所
建設業者提出書類東広島閲覧所	広島県西部建設事務所東広島支所
建設業者提出書類東部閲覧所	広島県東部建設事務所
建設業者提出書類北部閲覧所	広島県北部建設事務所

第三条第二項中「地域事務所」の長又は「地域事務所建設局支局」を「建設事務所」の長又は「建設事務所の支所」に改める。

第四条第一項中「地域事務所建設局の所管区域内（当該地域事務所建設局に支局）」を「建設事務所の所管区域内（当該建設事務所に前条第一項の表の下欄に掲げる支所）」に、「当該支局」を「当該支所」に、「地域事務所建設局の支局」を「同欄に掲げる建設事務所の支所」に、「建築業者」を「建設業者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、法第三条第三項の規定による建設業の許可の更新（同条第一項の規定による許可を伴うものを除く。）に係る提出書類（法第五条及び法第六条（これらの規定を法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類に限る。以下この項において同じ。）の提出があつた場合には、県庁閲覧所には提出書類の写しを、その他の閲覧所には当該閲覧所が置かれている建設事務所の所管区域内又は前条第一項の表の下欄に掲げる建設事務所の支所の担当区域内に主たる営業所を有する建設業者に係る提出書類及び従たる営業所を有する建設業者に係る提出書類の写しを備える。

（沿道取締規則の一部改正）

第四十七条 沿道取締規則（昭和二十八年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地域事務所」の長」を「建設事務所（当該区域が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）」に改める。

(広島県道路占用規則の一部改正)

第四十八条 広島県道路占用規則(昭和二十八年広島県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

占用許可を受けた道路
の所轄地域事務所
の名称

を

占用許可を受けた道路
の所轄建設事務所
(支所)の名称

に改

める。

(小瀬川ダム操作規則の一部改正)

第四十九条 小瀬川ダム操作規則(昭和三十九年広島県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「広島県広島地域事務所」を「広島県西部建設事務所」に改める。

(河川法等の施行に関する規則の一部改正)

第五十条 河川法等の施行に関する規則(昭和四十年広島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地域事務所の長」を「建設事務所(当該河川区域が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)」に改める。

第三条第一号中「地域事務所建設局(当該地域事務所建設局の支局)」を「建設事務所(当該建設事務所の支所)」に、「地域事務所建設局の支局」を「支所」に改める。

(広島県港湾区域内の占用等に関する規則の一部改正)

第五十一条 広島県港湾区域内の占用等に関する規則(昭和四十四年広島県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地域事務所の長又は広島県広島港湾振興局長(以下これを「地方機関の長」という。))」を「建設事務所(当該場所が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)又は広島県広島港湾振興事務所」に改め、同条第二項中「地方機関」を「建設事務所の長又は広島県広島港湾振興事務所」に改める。

(広島県の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第五十二条 広島県の管理に関する条例施行規則(昭和四十四年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「地域事務所(当該場所が地域事務所建設局支局)」を「建設事務所(当該場所が建設事務所の支所)」に、「当該支局」を「当該支所」に、「広島県広島港湾振興局」を「広島県広島港湾振興事務所」に改める。

第十五条第一項中「地域事務所の長又は広島県広島港湾振興局長(以下これを「地方機関の長」という。))」を「建設事務所(当該場所が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)又は広島県広島港湾振興事務所」に改め、同条第二項中「地方機関」を「建設事務所の長又は広島県広島港湾振興事務所」に改める。

(広島県海岸保全区域内の占用等に関する規則の一部改正)

第五十三条 広島県海岸保全区域内の占用等に関する規則(昭和五十年広島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「地域事務所」の長又は広島県広島港湾振興局の長」を「農林水産事務所(当該場所が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合は、当該事業所)、建設事務所(当該場所が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)又は広島県広島港湾振興事務所」に改める。

(浄化槽工事業の登録等に関する規則の一部改正)

第五十四条 浄化槽工事業の登録等に関する規則(昭和六十年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地域事務所」の長」を「建設事務所(当該区域が次条第一項の表の下欄に掲げる建設事務所の支所の担当区域内である場合にあっては、当該支所)」に改め、同条第二項前段中「地域事務所建設局又は地域事務所建設局の支局」を「建設事務所又は建設事務所の支所」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、建設事務所に次条第一項の表の下欄に掲げる支所が置かれているときにあっては、当該建設事務所の所管区域には、当該支所の担当区域を含まないものとする。

第三条第一項の表を次のように改める。

名 称	場 所
浄化槽工事業者登録簿県庁閲覧所	広島県土木局総務管理部建設産業課
浄化槽工事業者登録簿西部閲覧所	広島県西部建設事務所
浄化槽工事業者登録簿呉閲覧所	広島県西部建設事務所呉支所
浄化槽工事業者登録簿東広島閲覧所	広島県西部建設事務所東広島支所
浄化槽工事業者登録簿東部閲覧所	広島県東部建設事務所
浄化槽工事業者登録簿北部閲覧所	広島県北部建設事務所

第三条第二項中「地域事務所又は地域事務所建設局支局」を「建設事務所」の長又は建設事務所の支所」に改め、同条第三項中「地域事務所建設局の所管区域内又は地域事務所建設局の支局」を「建設事務所の所管区域内(当該建設事務所に同欄に掲げる支所が置かれている場合にあっては、当該支所の担当区域を除く。以下この項において同じ。)」又は建設事務所の支所」に、「当該区域内」を「当該所管区域内又は当該担当区域内」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 登録簿の閲覧又は謄本の交付の請求をすることができる時間は、広島県の休日を定める条例(平成元年広島県条例第二号)第一条第一項の県の休日を除く日の午前九時から

午後四時三十分までとする。

第三条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

(建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部改正)

第五十五条 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成十三年広島県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第四条関係)

名称	場所	閲覧の対象となる発注見通し等の公表事項に関する資料
建設工事入札契約情報県庁閲覧所	行政情報コーナー	第二条の規定により入札契約担当職員が作成した資料並びに第三条の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料のうち閲覧所の置かれる広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第二条第三項の地方機関において作成したもの並びに広島県警察本部及び各警察署において定め、又は作成したものを除く資料
建設工事入札契約情報西部総務事務所閲覧所	広島県西部総務事務所総務課	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち中欄に掲げる課において契約の事務を行う公表対象工事に係るもの並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料
建設工事入札契約情報廿日市閲覧所	広島県西部総務事務所総務第二課	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち中欄に掲げる課において契約の事務を行う公表対象工事に係るもの並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料
建設工事入札契約情報呉閲覧所	広島県西部総務事務所呉支所経理課	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち中欄に掲げる課において契約の事務を行う公表対象工事に係るもの並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料
建設工事入札契約情報東広島閲覧所	広島県西部総務事務所東広島支所経理課	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち中欄に掲げる課において契約の事務を行う公表対象工事に係るもの並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料
建設工事入札契約情報東部総務事務所閲覧所	広島県東部総務事務所経理課	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち中欄に掲げる課において契約の事務を行う公表対象工事に係るもの並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料
建設工事入札契約情報尾道閲覧所	広島県東部総務事務所総務第二課	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち中欄に掲げる課において契約の事務を行う公表対象工事に係るもの並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料
建設工事入札契約情報北部総務事務所閲覧所	広島県北部総務事務所経理課	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち中欄に掲げる課において契約の事務を行う公表対象工事に係るもの並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料
建設工事入札契約情報庄原閲覧所	広島県北部総務事務所総務第二課	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち中欄に掲げる課において契約の事務を行う公表対象工事に係るもの並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料
建設工事入札契約情報西部建設事務所閲覧所	広島県西部建設事務所建設総務課	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち中欄に掲げる課において契約の事務を行う公表対象工事に係るもの並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料

建設工事入札契約情報安芸太田閲覧所	広島県西部建設事務所 安芸太田支所建設総務課	
建設工事入札契約情報三原閲覧所	広島県東部建設事務所 三原支所建設総務課	
建設工事入札契約情報広島港湾振興事務所閲覧所	広島県広島港湾振興事務所総務課	
建設工事入札契約情報広島西飛行場事務所閲覧所	広島県広島西飛行場事務所総務課	
建設工事入札契約情報広島県警察本部閲覧所	広島県警察情報公開センター	第二条及び第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち広島県警察本部及び各警察署において作成したものと並びに同条第一項の規定により入札契約担当職員が定め、又は作成した資料

(解体工事業に係る登録等に関する規則の一部改正)

第五十六条 解体工事業に係る登録等に関する規則(平成十二年広島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

名 称	場 所
解体工事業者登録簿県庁閲覧所	広島県土木局総務管理部建設産業課
解体工事業者登録簿西部閲覧所	広島県西部建設事務所
解体工事業者登録簿呉閲覧所	広島県西部建設事務所呉支所
解体工事業者登録簿東広島閲覧所	広島県西部建設事務所東広島支所
解体工事業者登録簿東部閲覧所	広島県東部建設事務所
解体工事業者登録簿北部閲覧所	広島県北部建設事務所

第五条第二項中「地域事務所建設局の長又は地域事務所建設局支局」を「建設事務所の長又は建設事務所の支所」に改め、同条第三項中「地域事務所建設局の所管区域内(当該地域事務所建設局に支局)」を「建設事務所の所管区域内(当該建設事務所に同表の下欄に掲げる支所)」に、「当該支局」を「当該支所」に、「地域事務所建設局の支局」を「建設事務所の支所」に改める。

第八条第一項中「地域事務所の長」を「建設事務所(当該区域が第五条第一項の表の下欄に掲げる建設事務所の支所の担当区域内である場合にあつては、当該支所)」に改め、同条第二項前段中「地域事務所建設局又は」を「建設事務所又は」に、「地域事務所建設

局の支局」を「建設事務所の支所」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、建設事務所に第五条第一項の表の下欄に掲げる支所が置かれていないときにあつては、当該建設事務所の所管区域には、当該支所の担当区域を含まないものとする。

別記様式第一号中

許 可 年 月 日	平成 年 月 日
-----------	----------

地域事務所受付印

本庁收受印

を

--

--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

許 可 年 月 日	平成 年 月 日
-----------	----------

に

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
改める。

別記様式第五号中

登 録 年 月 日	平成 年 月 日
-----------	----------

地域事務所受付印

本庁收受印

を

--

--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

登 録 年 月 日	平成 年 月 日
-----------	----------

に

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

」

改める。

(二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第五十七条 二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例施行規則(平成十四年広島県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「地域事務所」を「建設事務所(当該河川区域が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)」に改める。

(広島県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正)

第五十八条 広島県砂防指定地管理条例施行規則(平成十五年広島県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表中「地域事務所」を「建設事務所」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第五十九条 宅地建物取引業法施行細則(昭和三十三年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表を次のように改める。

名 称	場 所
宅地建物取引業者名簿県庁閲覧所	広島県都市局建築課
宅地建物取引業者名簿西部閲覧所	広島県西部建設事務所
宅地建物取引業者名簿呉閲覧所	広島県西部建設事務所呉支所
宅地建物取引業者名簿東広島閲覧所	広島県西部建設事務所東広島支所
宅地建物取引業者名簿東部閲覧所	広島県東部建設事務所
宅地建物取引業者名簿北部閲覧所	広島県北部建設事務所

第十条第二項前段中「地域事務所建設局の所管区域内又は地域事務所建設局支局」を「建設事務所の所管区域内又は建設事務所の支所」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、広島県西部建設事務所の所管区域には、広島県西部建設事務所呉支所及び広島県西部建設事務所東広島支所の担当区域を含まないものとする。

第十七条中「地域事務所」を「建設事務所(当該住所又は所在地が広島県西部建設事務所呉支所又は広島県西部建設事務所東広島支所の担当区域内である場合は、当該支所)」に改める。

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第六十条 宅地造成等規制法施行細則(昭和三十八年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「地域事務所」を「建設事務所」に改める。

別記様式第二号中「~~地域事務所~~」を「建設事務所」に改める。

(広島県屋外広告物に関する規則の一部改正)

第六十一条 広島県屋外広告物に関する規則(昭和三十九年広島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「地域事務所(当該場所が地域事務所建設局支局)を「建設事務所(当該場所が建設事務所の支所)に、「当該支局」を「当該支所」に改め、同条第二項中「地域事務所」を「建設事務所」に改める。

第三十一条中「地域事務所の長」を「建設事務所(当該場所が建設事務所の支所の担当区域内である場合には、当該支所)」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第六十二条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年広島県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「地域事務所」を「建設事務所」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第六十三条 都市計画法施行細則(昭和四十五年広島県規則第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「地域事務所」を「建設事務所」に改める。

別記様式第十四号中「~~建設事務所~~」を「~~建設事務所~~」に改める。

別記様式第十五号及び別記様式第十六号中「~~建設事務所~~」を「~~建設事務所~~」に改める。

別記様式第二十号中「~~建設事務所~~」を「~~建設事務所~~」に改める。

(優良宅地造成認定事務に関する規則の一部改正)

第六十四条 優良宅地造成認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「~~建設事務所~~」を「~~建設事務所~~」に改める。

別記様式第六号及び別記様式第八号から別記様式第十一号までの規定中「~~建設事務所~~」を「~~建設事務所~~」に改める。

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第六十五条 広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「地域事務所」を「建設事務所」に改める。

別記様式第七号中「~~建設事務所~~」を「~~建設事務所~~」に改める。

別記様式第十号の三中「~~建設事務所~~」を「~~建設事務所~~」に改める。

別記様式第十一号から別記様式第十四号の二までの規定中「~~建設事務所~~」を「~~建設事務所~~」に改める。

別記様式第十五号及び別記様式第十五号の二中「~~建設事務所~~」を

「建設事務所」に改める。

別記様式第十六号中「建設事務所」を「建設事務所」に改める。

別記様式第十七号^(表面)及び別記様式第十八号^(表中)「建設事務所」を「建設事務所」に改める。

別記様式第十九号、別記様式第二十号、別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号中「建設事務所」を「建設事務所」に改める。

(特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部改正)

第六十六条 特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則(昭和六十一年広島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「地域事務所」を「建設事務所」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第九条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により交付されている許可証は、同条による改正後の同規則の規定により交付された許可証とみなす。

(建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 平成二十年度に第五十五条の規定による改正前の建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則第三条第二項から第四項までの規定により作成した資料のうち次表上欄に掲げるもの(次項において「旧資料」という。)は、平成二十一年度において、それぞれ同表下欄に掲げる建設工事入札契約情報閲覧所において一般の閲覧に供するものとする。

広島県広島地域事務所において作成した資料(同事務所建設局及び同事務所建設局廿日市支局において作成したものを除く。)及び広島県芸北地域事務所において作成した資料(同事務所建設局において作成したものを除く。)	建設工事入札契約情報西部総務事務所閲覧所
広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において作成した資料	建設工事入札契約情報西部建設事務所閲覧所
広島県広島地域事務所において作成した資料	建設工事入札契約情報廿日市閲覧所
広島県呉地域事務所において作成した資料	建設工事入札契約情報呉閲覧所
広島県芸北地域事務所建設局において作成した資料	建設工事入札契約情報安芸太田閲覧所
広島県東広島地域事務所において作成した資料(同事務所	建設工事入札契約情報東

建設局竹原支局において作成したものを含む。）	広島閲覧所
広島県尾三地域事務所において作成した資料（同事務所建設局において作成したものを除く。）	建設工事入札契約情報尾道閲覧所
広島県尾三地域事務所建設局において作成した資料	建設工事入札契約情報三原閲覧所
広島県福山地域事務所において作成した資料	建設工事入札契約情報東部総務事務所閲覧所
広島県備北地域事務所において作成した資料（同事務所農林局、同事務所農林局庄原支局及び同事務所建設局庄原支局において作成したものを除く。）	建設工事入札契約情報北部総務事務所閲覧所
広島県備北地域事務所農林局、同事務所農林局庄原支局及び同事務所建設局庄原支局において作成した資料	建設工事入札契約情報庄原閲覧所
広島県広島港湾振興局において作成した資料	建設工事入札契約情報広島港湾振興事務所閲覧所

4 旧資料は、建設工事入札契約情報県庁閲覧所においては、これを一般の閲覧に供しない。
（様式に係る経過措置）

5 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。